

# 平成28年度事業報告

## I はじめに

平成28年度は、我が国が抱えている様々な社会問題の法的課題の解決に向けた社会的要請に応えることができる職能として、司法書士が市民に寄り添う「身近な暮らしの法律家」と認知されることを目指して、以下の通り重点事業を中心に各種事業を推進した。

最初に、司法書士制度及び業務を充実する事業としては、司法書士は登記制度において確固たる地位を築いてきた歴史があり、将来にわたって登記制度の担い手として登記業務における高い専門性を維持・確立する必要があることから、不動産登記、商業・法人登記の実務研修会を開催した。また、司法書士法施行規則第31条に規定されている財産管理業務への取組みの強化として、不在者財産管理人及び相続財産管理人の候補者名簿登載に関する指定研修会及び財産管理人の実務に関する研修会を開催し、財産管理業務における会員の積極的な業務展開の推進に取り組んだ。

空家問題対応に関する事業の企画・検討並びに公益的な活動及び業務に関する広報の推進については、「岐阜地方法務局、岐阜県司法書士会及び岐阜県土地家屋調査士会」の三者による相続登記促進及び空家対策推進連絡会を設置し、三者が連携した取組みについて協議した。三者連携による広報活動として、県下各市町の首長を訪問して、相続登記促進、空家対策推進を市民へ周知していただくよう直接依頼し、併せて司法書士の活用をお願いした。

市民に提供する法的サービスの拡充事業については、岐阜県司法書士会司法書士調停センターあゆみの開設に向けて、平成28年11月25日に法務省へADR認証申請し、平成29年4月1日にADR認証を取得した。

司法書士総合相談センター事業は、例年どおり県内7か所で定期的に相談会を開催した。

法教育活動としての高校生を対象とした消費者教育講座は、県内13の高校で15講座を実施することにより、市民への法的サービス提供の充実を図る事業を推進した。

組織基盤を強化する事業としては、組織体制改善に関する基盤整備として、会則に基づく当会の執行機関等の適切なあり方及び効率的な組織運営の体制構築に関して、総合対策委員会に諮問し、当該委員会において継続的に協議・検討した結果、平成29年3月末日に最終答申がなされた。

会員の執務・品位保持の徹底については、市民窓口運営委員会において、市民からの苦情等への迅速な対応を図り、更には平成28年一年間の会員への苦情等についてその概要を会員へ情報提供し、不祥事の防止・早期発見に努めた。

財政健全化に関する基盤整備については、経理部において支部事務費について見直

を図り、一支部あたりの年間交付額について改定した。

法改正に対応する事業については、司法書士法改正に関する活動がここ数年遅々として進展していない現状にある。連合会では、次期の司法書士法改正の方向性として「使命規定の新設」、「懲戒制度の改正」、「法律相談業務の明確化」、「周旋禁止規定の新設」の4項目を平成29年通常国会へ要望する項目として示したものの、連合会の司法書士法改正対策部による要望項目に関する説明会を全国の単位会、ブロック会にて開催するに留まり、連合会として、司法書士法改正の実現に向けた具体的な情報を会員に提供できるまでには至らなかった。

民法改正については、民法改正委員会から、相続法改正に関する情報を会員へ提供した。

## II 平成28年度の主な事業執行の概要

平成28年度は、次の事業目標を推進するための4つの重点項目に基づき、13の重点事業に取り組んだ。

### <事業目標>

市民に寄り添う「身近な暮らしの法律家」という司法書士像を確立するための基盤を充実させ、社会的要請に応える職能として認知されるための事業を推進する。

### <事業目標を達成するための重点項目>

- 1 司法書士制度及び業務を充実する事業
- 2 市民に提供する法的サービスの拡充事業
- 3 組織基盤を強化する事業
- 4 法改正に対応する事業

### <重点事業>

#### 1 司法書士制度及び業務を充実する事業

##### (1) 登記業務における専門性の確立

地域社会が抱える様々な社会問題の解決に向けた登記の専門家としての活動や不動産登記、商業・法人登記において、司法書士が市民から求められる業務の専門性を確立するために必要な研修等の事業を行う。

・平成28年11月26日「一般社団法人・一般財団法人の登記実務、医療法人・社会福祉法人法の改正」をテーマとする研修会を開催した。

・平成29年2月25日「根抵当権の登記実務（債務者相続関係）」をテーマとする研修会を開催した。

##### (2) 財産管理業務等への取組みの強化

財産管理業務への取組みの強化として、不在者財産管理人及び相続財産管理人候補者名簿を積極的に活用し、司法書士法施行規則第31条に規定されている財

産管理業務等について調査・研究し、適切に業務展開できるようなスキームの構築について検討する。

- ・平成28年6月11日に財産管理人候補者名簿登載に関する指定研修会を開催した。

- ・平成28年10月15日に「家事事件手続法・財産管理人の業務」をテーマとする研修会を開催した。

### (3) 家事事件における書類作成業務の充実

市民の権利意識や家族をめぐる社会環境が変化する中、家事事件は複雑困難な事件が増加している現状において、家事事件手続法が施行されて3年が経過し、家事事件について調査・研究・研修を通じて書類作成業務の充実を図る事業を行う。

- ・平成28年10月15日に「家事事件手続法・財産管理人の業務」をテーマとする研修会を開催した。

### (4) 空き家問題対応に関する事業の企画・検討

適切に管理されない空家等が市民生活に深刻な影響を及ぼしており、大きな社会問題となっている現状において、司法書士が空き家問題に取り組む専門職として市町村等の行政と連携して空き家問題解決に資するための事業を企画・検討する。

- ・平成28年6月30日に「岐阜地方法務局、岐阜県司法書士会及び岐阜県土地家屋調査士会による相続登記促進及び空家等対策推進連絡会」を設置し、三者が連携した取組みについて協議した。

- ・平成28年7月4日に岐阜県空家等対策協議会に出席した。

- ・平成28年8月27日に「空き家・所有者不明土地問題」をテーマとする研修会を開催した。

### (5) 公益的な活動及び業務に関する広報の推進

司法書士制度の利用者たる市民に対し、司法書士が行う業務や公益的活動について十分に理解してもらうための積極的な広報活動を推進する事業を行う。

- ・相続登記促進、空家対策推進に関する市民への広報について、法務局・司法書士会・土地家屋調査士会の三者が連携して、県下の市町村に協力を依頼する活動に取り組んだ。

## 2 市民に提供する法的サービスの拡充に関する事業

### (1) 司法書士調停センターの開設と運営

本会が裁判外紛争解決手続業務を実施するため、法務大臣のADR認証を取得し、司法書士調停センターの開設とその運営に関する事業を行う。

- ・定期的にADR実施者養成研修会を開催した。

- ・平成28年11月25日に法務省へADR認証申請を行い、平成29年4月

1日に認証を取得した。

(2) 相談活動の充実

司法書士総合相談センターの事業を推進するため、総合相談センター事業の改善を図り、市民の多様なニーズに対応した法的サービスを提供する事業を推進する。

- ・各センターにおいて定期的に相談会を開催した。
- ・平成28年8月27日にセンター長会議を開催した。

(3) 法教育活動の充実

県内の高校生を対象とした消費者教育講座を本年度も引続き実施し、司法書士としての法的サービス提供活動の充実のための事業を行う。

- ・高校生のための消費者教育講座として県内13校において15講座を開催した。

### 3 組織基盤を強化する事業

(1) 組織体制改善に関する基盤整備

現状の会務や事業執行について検証し、会則や諸規則との整合を図り、効率的な執行体制について検討し、組織運営改善に向けた基盤整備を行う。

- ・会則に基づく会の機関の適切なあり方及び効率的な組織運営の体制構築について総合対策委員会において継続的に検討した。

(2) 会員の執務・品位保持の徹底

司法書士制度の利用者たる市民の信頼に応えるため、司法書士の基本的な執務姿勢としての司法書士倫理の徹底を図り、危機管理機能としての仕組みを活用する事業を行う。

- ・市民窓口運営委員会において、市民からの会員に対する苦情等に対応した。
- ・平成28年の一年間に本会に寄せられた会員に対する苦情等についてその概要を会員に情報提供した。

(3) 財政健全化に関する基盤整備

・経理部において、各支部の決算書類を調査・検討の上、本会から各支部へ交付している支部事務費の会員一人あたりの月額支部事務費及び一支部あたりの年間交付額を改定した。

### 4 法改正に対応する事業

(1) 司法書士法改正への対応

次期の司法書士法改正の実現に向けた連合会の動向を注視し、法改正の具体的内容についての情報提供を行う。

- ・平成28年7月31日に連合会司法書士法改正対策部による司法書士法改正

に関する説明会に出席した。

(2) 民法改正への対応

民法の債権法と相続法の改正について、委員会活動を利用して情報提供や研究を行う。

・平成29年3月4日に民法（相続関係）に関する連合会によるシンポジウムに参加して情報収集した。